

農林土木委託業務特記仕様書

(令和6年5月1日以降に公告及び指名通知を行う委託業務に適用)

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(Web検査【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第12条 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務 (受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

道路排水路実施設計 127m

※別添「【農道一道路計画設計作業項目内訳表】《実施設計》」参照

【農道一道路計画設計作業項目内訳表】 《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施
1 現地調査	1/500 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。 (補足説明) 基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。	○
2 線形計画・設計		
2-1 線形計画・設計	基本方針 概定した線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資する。	
2-2 平面計画	1/500 実測平面図 (20mピッチ測点入り) 上に、車の走行に適したカーブ設定等、平面線形を決定する。	
2-3 縦横断計画	1/500 平面図上 20mピッチ測点により、走行性を勘案し、切盛バランスを考慮し、縦横断計画を行う。	
2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の形式寸法を概定する。 (補足説明) 基本設計時に概定された構造物について 1/500 実測地形図から判断される地形状況等からその妥当性を検討するとともに 1/500 の精度で、構造物の工種、設ける範囲、規模等を概定する。	
3 土工計画設計		
3-1 縦断面図作成	1/500 で縦断面図、平面図を同一図面上に作成する。	○
3-2 横断面設計図作成	1/100 実測横断面図により、法面の安定対策工法等を検討し、横断設計図を作成する。 (補足説明) 施工法区分毎の切盛土量、方面保護工長、用地幅等を表示する。	○
5 附帯構造物設計図作成	工事発注の為の構造計算等、詳細設計を行い、設計図面を作成する。 (補足説明) 当業務の作業項目 2.「線形計画・設計」で概定された附帯構造物 (作業項目 6.「大型構造物設計図作成」の対象構造物を除く。) について、1/500 図面 (あるいは 1/100 実測横断面図) 上で設計する。法面保護法のうち、種子吹付、モルタル吹付工は当作業項目に含むが、もたれ擁壁及び、アースアンカー、ロックアンカーを伴うフレーム工法は作業項目 6.「大型構造物設計図作成」による。	
7 排水計画, 設計	水理、構造等詳細設計を行う。	○
8 工事数量計算		
8-1 土工, 法面工等	設計横断面図により詳細数量を算出する。 (補足説明) 数量計算運用規定に基づいて、数量計算を行う。	○
8-2 附帯小構造物一式	設計図書に基づき詳細数量を算出する。 (補足説明) 数量計算運用規定に基づいて、数量計算を行う。	○
9 概算工事費積算	市販の物価版等を用い工種、規模別にm当たり、m2当たり、m3当たり、箇所当たり等の単価を作成し概算工事費を算定する。	
10 施工計画	工事施工の使用機械の種類、工程計画等基本的事項の計画を行う。 【仮設計画、資材計画、労務計画は含まない。】	
11 特別仕様書作成	工事実施が可能な特別仕様書を作成する。(工事単位毎) (補足説明) 既施工地区における特別仕様書を参考に本対象業務について、工事実施のための必要な特別仕様書を作成する。	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	○